

奈良県と第五管区海上保安本部との包括連携に関する協定書

奈良県（以下「甲」という。）及び第五管区海上保安本部（以下「乙」という。）は、相互の連携を深め、地域の安全・安心の確保、生涯良く学び続けられる地域づくり及び相互の発展に資するため、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、それぞれが持つ技能、知識、人材、設備、情報等を有効活用し、相互に連携・協力を行うことにより、地域の安全・安心の確保、生涯良く学び続けられる地域づくり及び相互の発展に資することを目的とする。

（連絡窓口の設置）

第2条 甲及び乙は、本協定に基づく活動を円滑にするため、それぞれに連絡窓口を設置するものとする。

（連携協力する事項）

第3条 甲及び乙は、第一条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携し協力するものとする。

- 一 災害時の応援に関すること
- 二 災害への備えに関すること
- 三 海上における安全の意識啓発等に関すること
- 四 子ども・青少年教育及び生涯学習等に関すること
- 五 その他本協定の目的を達成するため甲及び乙が必要と認めること

（個別協議等）

第4条 前条各号に掲げる事項に係る具体的な取組内容、実施方法その他必要な事項について、甲及び乙は、必要に応じて個別に協議するものとする。

（奈良県大規模広域防災拠点の活用に係る協議）

第5条 甲及び乙は、奈良県大規模広域防災拠点の整備の進捗状況に応じ、同拠点を活用した具体的な連携内容について、個別に協議するものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する3ヶ月前までに甲及び乙のいずれかから申し出のないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(守秘義務等)

第7条 甲及び乙は、既に公知となっている情報を除き、本協定に基づく連携において知り得た情報は、業務上必要な範囲においてのみ使用し、相互の事前の承諾なく第三者に開示又は提供してはならない。

2 前項の規定は、本協定の有効期間満了後も効力を有する。

(個人情報の取り扱い)

第8条 甲及び乙は、個人情報保護に関する各種法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うものとする。

(協議事項)

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙で協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上各1通を保有する。

令和4年6月20日

甲 奈良県奈良登大路町30
奈良県知事

乙 兵庫県神戸市中央区波止場町1-1
第五管区海上保安本部長